

武蔵野市におけるICT連携のルール

1. 武蔵野市におけるICT連携は、在宅医療と介護連携を推進するための「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。
2. メディカルケアステーション（MCS）において、被支援者（患者）グループを作る際は、主治医が支援関係者（連携メンバー）を「招待」し、被支援者（患者）本人及び家族の「同意」は主治医がとる。
3. 被支援者（患者）情報は、被支援者（患者）の尊厳を守るとともに、本人及び家族が同意した支援関係者（連携メンバー）内の共有とする。被支援者（患者）の支援について、治療方針に関することは主治医に、ケアプランに関することは介護支援専門員に確認する。
4. 武蔵野市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。
5. ICT連携は、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めたりするものではない。
6. 急変時や緊急連絡には、原則として、電話等で直接連絡することとし、MCSは使用しない。
7. 利用にあたっては「MCS運用ポリシー（武蔵野市医師会版）」のほか、個人情報保護など各事業所が定めるルールがあればそれを尊重する。
8. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、多職種連携を推進する。